

かすみがうら市議会文教厚生委員会会議録

令和5年4月25日 午後 1時23分 開 議

出席委員

委員長	久松公生
副委員長	設楽健夫
委員	櫻井繁行
委員	小倉博一
委員	服部栄一

欠席委員

なし

出席説明者

保健福祉部長	幕内浩之
健康増進課長	田中英昭
子育て支援課長	関克明
介護長寿課長	川原場宗徳

出席書記名

議会事務局	宮城恭子
-------	------

議 事 日 程

令和5年4月25日（火曜日）午後 1時23分 開 議

1. 開 会

2. 事 件

- (1) 新型コロナウイルスワクチン接種について
- (2) 令和5年度低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付の実施について
- (3) 請願第1号 「介護保険制度の改善を求める意見書」を国に提出することを求める請願について
- (4) かすみがうら市保健センター運営協議会委員の推薦について
- (5) かすみがうら市障害者計画及び障害福祉計画策定委員会の委員の推薦について
- (6) かすみがうら市高齢者福祉計画策定委員会委員の推薦について
- (7) かすみがうら市子ども・子育て会議委員の推薦について
- (8) その他

3. 閉 会

開 会 午後 1時23分

○久松公生委員長

皆さん、こんにちは。

委員の皆様には、お忙しい中お集まりいただきまして、誠にありがとうございます。

ただいまの出席委員は5名で、会議の定足数に達しておりますので、会議は成立いたしました。

それでは、ただいまから文教厚生委員会を開きます。

書記を指名します。

議会事務局、宮城係長を指名いたします。

本日の日程は、会議次第のとおりであります。

それでは早速、本日の日程事項に入ります。

初めに、(1) 新型コロナウイルス接種についてを議題といたします。

説明を求めます。なお、説明は簡潔にお願いいたします。

○保健福祉部長（幕内浩之君）

ご苦労さまでございます。

(1) 新型コロナウイルスワクチン接種につきましてでございますが、こちらにつきましては、令和4年度から切れ目のない接種体制を確保することと、65歳以上の重症化リスクの高い方に対しては、春から夏の時期に1回追加接種をすることが望ましいとされております。そこで、早急に集団接種を行うに当たりまして、令和5年4月1日付で専決処分をさせていただいたところでございます。

詳細につきましては、健康増進課の田中課長からご説明をいたします。

○健康増進課長（田中英昭君）

では、資料に基づき説明させていただきます。

新型コロナウイルスワクチン接種について。

大きい1番、新型コロナワクチンウイルスの接種状況でございます。

1つ目の表は、令和5年4月10日現在のオミクロン株の対応ワクチンの接種回数、全体としての接種率は54.9%、うち65歳以上の高齢者の接種率は77.9%となっております。

続いての表は、全ワクチンの接種回数を示しております。こちらの表はオミクロン株対応ワクチンだけでなく、既存株のワクチンも含まれてございます。

真ん中の行、3回接種完了者に注目願います。全体で73.6%、65歳以上の高齢者が94.3%、5歳から11歳の小児が17.3%、6か月から4歳の乳幼児が1.3%となっております。

続きまして、大きい2番、令和5年春開始接種についてでございます。

対象者は65歳以上の方、それから12歳以上で基礎疾患のある方、それから医療従事者等及び高齢者施設等従事者、いずれも初回接種1回目と2回目を接種している者が対象でございます。

接種場所は市内の医療機関とかすみがうら市ウエルネスプラザで行います。

ワクチンはファイザー社またはモデルナ社のオミクロン株の対応2価ワクチンを接種いたします。

接種期間は令和5年5月8日から令和5年8月31日を予定しております。集団接種は毎週日曜と水曜の午後に行います。5月は全7回、6月以降は状況を考慮しながら継続を検討いたします。

続きまして、接種券についてでございます。65歳以上の方については昨日4月24日に発送いたしました。基礎疾患のある方、それから医療従事者、高齢者施設の従事者は申請が必要になってございます。

続きまして、大きい3番、令和5年秋開始接種についてでございます。

対象者は初回接種1・2回が完了した5歳以上の全ての方を予定しております。

ワクチンは国において検討中です。

接種期間は令和5年9月から令和6年3月末までを実施予定としております。

続きまして、大きい4番、小児・乳幼児ワクチン接種についてでございます。

小児は5歳以上11歳以下、乳幼児が6か月以上4歳以下の方に対し、継続して実施いたします。

接種場所は市内小児科の医療機関とウエルネスプラザでの集団接種を予定しております。

接種ワクチンはファイザー社のワクチン、接種期間は令和6年3月末まで実施予定でございます。

予算措置についてでございます。

先ほど部長から説明がありましたとおり、4月1日付で専決処分といたしました。

予算規模は2億2194万3000円、主要な内訳は集団接種の謝礼、それから接種券郵送料、接種券等封入・封緘業務委託、相談体制等（コールセンター）設置委託、接種者情報等入力業務委託、ワクチン接種委託、集団接種会場運営業務委託、追加接種に伴うシステム改修委託、集団接種会場使用料となっております。

こちらは令和5年秋開始接種を見込みまして、12月末までの予算を措置してございます。

財源は全額国費でございます。

専決処分とした日が4月1日となった理由でございますが、例えば、かかりつけのお医者さんであれば、県内どこでも接種ができる制度でありますので、仮に4月1日に接種した方がいらっしゃった場合には、支払いが不可能になってしまうため、4月1日の専決処分といたしました。

説明は以上です。

○久松公生委員長

以上で説明が終わりました。

ただいまの件につきましてご質問等ございましたら、挙手の上ご発言をお願いいたします。

ご質問等ございませんか。

○設楽健夫副委員長

この令和5年春開始接種についてのスケジュール表は、接種期間が5月8日から8月31日の予定ということから、その通知や案内はもうされていて、途中経過でもいいので、少しでも報告ができれば願

いします。

○健康増進課長（田中英昭君）

大きい2番の（5）番、接種券のところでございます。65歳以上の方につきましては、昨日4月24日に発送をいたしました。早い方はもう届いているということで、予約も開始できております。

○久松公生委員長

ほかにご質問等ございませんか。

○櫻井繁行委員

このワクチン接種はもう、もともとずっと続いていて、健康増進課の皆さんは、本当に混乱なくやっ
ていただいていると思うのですが、これは国費使って、国のお達しということもあると思うのですが、
今までその様々な年代に対して、高齢者など5回接種している方もいて、何か改善しなければいけな
かった部分がありますか。6回目になるので、何か今までやってきて、総括して問題があったところか
もすれば、お聞かせ願えればと思ったのですが、いかがですか。

○健康増進課長（田中英昭君）

特に高齢者の方は、委員のおっしゃるとおり、今回6回目となるわけでございます。

総括してといいますか、昨年度あたりは特に、ワクチンを打つ接種間隔が6か月から5か月になつた
り、5か月から3か月になつたりと、国のほうでいろいろ制度変更が矢継ぎ早に行われたという経過が
ありまして、なかなか市のほうでも、ホームページでは発信しておりますが、広報紙だと情報が入っ
てから広報紙に載せるまで若干時間が空いてしまうものですから、その辺で、市民の皆さんにお伝えす
ることが少し難しかったかなとは思っております。

○櫻井繁行委員

課長のおっしゃるとおりだと思うのですが、この6回目の接種券の配布とか、医療従事者、高齢者の
施設等の職員を含めて、その辺踏まえて、6回目の接種で改善するような部分は何かありましたか。

○健康増進課長（田中英昭君）

ちょうど昨日発送したところでございますので、まだ届かない方からは、まだかというお問合せは
いただいているところではあります。

皆さんにお伝えする内容は、その送付したところに同封しているところでございますので、詳しい反
応はこれからと捉えているところでございます。

○櫻井繁行委員

ちょっと聞いた話によると、スポーツクラブなど、土浦市や石岡市、かすみがうら市の市民の方々が
集まって、ワクチン接種の早い遅いとか、よくそういう話になるらしいのですが、かすみがうら市とい
うのは迅速に取り組んでくれていて、土浦市や石岡市の人から、かすみがうら市はすごいね、大したも
んだね、という話になっているようですね。やはり、高齢者には病気とかワクチン接種などの話が話題
の中心になっていて、かすみがうら市の健康増進課の人たちが中心に取り組んでくれてるので、今後
も混乱なきように取り組んでほしいと思います。また、5月8日からは5類に引下げになるじゃな
いですか。こう見ていると、だんだん接種率が下がってきていますよね。これは任意のことなので、担当課
としては致し方ないところもあると思うのですが、100%国費ということで、今までも同じだと思
いますが、これはお金が余ったり、予算が余った場合には、やはり国のほうに返還という形になるのか、そ
こだけ最後に確認させてください。

○健康増進課長（田中英昭君）

委員のおっしゃるとおり、当然国費でございますので、使い切れなかった部分は返還や、そのまま不

用額として措置しているところでございます。

○櫻井繁行委員

もう1点だけ、最後に質問をよろしいですか。

予算措置のところ、令和5年度秋開始接種を見込んで12月末分までの予算という、こういう文言を入れながら、専決4月1日で行っていますけれども、接種期間については5月8日から始まる予定ですが、その辺の整合性を具体的に教えてもらいたいのので説明をお願いします。

○健康増進課長（田中英昭君）

予算につきましてですが、大きい3番に記載してございます令和5年秋開始接種について、こちらが初回接種が完了した5歳以上の全ての方を対象としてございますので、こちらの方に対する接種も含めた予算措置を計上してございます。

○櫻井繁行委員

それでは、この書き方の問題でしょうけれども、この予算、専決して2億2000万ちょっとというのは、基本的に5月8日から、5歳以上の対象者へ来年3月末までの全ての予算がここで賄えるという意味合いでいいですか。

○健康増進課長（田中英昭君）

5歳以上の全ての対象者に対する12月末分までの接種費用を見込んでおります。

○櫻井繁行委員

分かりました。

○健康増進課長（田中英昭君）

補足ですが、12月末までの計上としたものに対しては、国のほうで1月以降はまた違う形になるかもしれないという情報が入っていたものですから、取りあえず現行のまま補助がある12月末までの予算を計上してございます。

○櫻井繁行委員

分かりました。

○久松公生委員長

そのほか、ございませんか。

○設楽健夫副委員長

令和5年の春開始接種の、大体の接種の見込みというか、パーセンテージはどのぐらいの見込みで計画を立てているのですか。

○健康増進課長（田中英昭君）

見込みでは、9割の接種を見込んで計画してございます。

○設楽健夫副委員長

5回接種完了者について、高齢者の65%というように、急に落ち込んでいますよね。この辺はどのように見ているのですか。

○健康増進課長（田中英昭君）

全体としては65%ですが、一番上の表をご覧になっていただくと、オミクロン株対応ワクチンの接種率のところ、65歳以上の高齢者は77.9%と出ておりますので、その辺と、あとは医療従事者と初回接種の方も含めて、合計で90%と設定しました。

○久松公生委員長

そのほか、質問等ございませんか。

○設楽健夫副委員長

新聞にかすみがうら市の重症者ということで、今日も2人と掲載されていましたが、死亡者は出ているのですか。

○健康増進課長（田中英昭君）

茨城県の発表では県全体での死亡者しか出ておりませんので、市町村単位での死亡者は発表されてございません。

○久松公生委員長

そのほか、質問等ございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○久松公生委員長

それでは、ご質問等ないようですので、本件を終結いたします。

暫時休憩します。 [午後 1時40分]

○久松公生委員長

会議を再開いたします。 [午後 1時40分]

次に、(2)令和5年度低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金の実施についてを議題といたします。

説明を求めます。なお、説明は簡潔にお願いいたします。

○保健福祉部長（幕内浩之君）

(2)でございますが、今回の低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付につきましては、今般の食費等の物価高騰の影響を特に受ける低所得の子育て世帯に対しまして、特別給付金を支給することにより、その実情を踏まえた生活支援を行う内容となっております。

詳細につきましては、子育て支援課関課長からご説明をいたします。

○子育て支援課長（関 克明君）

それでは、子育て支援課から、低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金につきまして、タブレットに掲載しております資料を基にご説明をいたします。

この事業につきましては、新型コロナウイルス感染症対策の一環であり、給付金をいち早く対象者へ支給することが肝要であることから、令和5年4月25日付で予算を専決処分により対応させていただきますので、よろしくお願いいたします。

最初に、事業の概要でございますが、食費等の物価高騰に直面する子育て世帯に対し特別給付金を支給することにより、その実情を踏まえた生活の支援を行うという趣旨により行うものでございます。

対象者ですが、(1)ひとり親世帯としまして、①から③のいずれかに該当する方となります。①令和5年3月分の児童扶養手当受給者。②公的年金等を受給していることにより、令和5年3月分の児童扶養手当を受けていない方。③としまして、食費等の物価高騰の影響を受けて、児童扶養手当を受給している方と同じ水準となっている方となります。このうち①に該当する方は、児童扶養手当の給付で口座情報の登録があることから、申請不要により給付することとなります。

同じく対象者として、(2)ひとり親世帯以外の低所得の子育て世帯があり、①または②に該当する方となります。①としまして、令和4年度中に実施した子育て世帯生活支援特別給付金、これは前回の給付金になりますが、これの支給対象者であった方。②としまして、令和5年3月31日時点で、18歳未満のお子さんを養育している父や母で、収入が急変し、住民税非課税相当の収入となった方。こちら、令和●年●月●日の黒丸の部分でございますが、こちらの基準日につきましては未確定でございまして、

後日、国のほうから通知がある予定となっております。

次に、給付額ですが、児童1人当たり一律5万円となります。

次に、予算となりますが、(1)ひとり親世帯の分としまして、対象人数を505名と見込みまして、5万円の給付金に係る費用が2525万円、通知等に係る郵送料、チラシ等に係る事務経費が50万6000円、(2)ひとり親以外の低所得の子育て世帯分については、対象人数を400名と見込みまして、給付金費用が2000万円、事務経費が82万7000円、(1)(2)の総額で4658万3000円となっております。財源は国庫補助金10分の10となっております。

最後に、給付の事業スケジュールですが、令和5年5月上旬に支給対象者の抽出を行い、案内通知の発送を行います。申請が不要な方への給付を5月下旬頃として、その後、申請を受けた方から順次給付してまいります。申請期限は令和6年2月末まで、給付金の完了は3月末までとなります。

次ページ以降につきましては、対象者へ配布するチラシの(案)となっております、ひとり親世帯用とひとり親以外の世帯用となっており、手続の流れなどが掲載されておりますので、参考としていただければと思います。

○久松公生委員長

以上で説明が終わりました。

ただいまの件につきまして、ご質問等ございましたら、挙手の上ご発言をお願いいたします。

ご質問等ございませんか。

○設楽健夫副委員長

あの、1枚目と2枚目に書いてありますけれども、これは、児童扶養手当を受給している方と同じ水準の収入の方というのは、これは申請ですか。どのように認定していますか。

○子育て支援課長(関 克明君)

そちらの該当者につきましては、申請していただいて、給付するということとなります。

○久松公生委員長

ほかに質問等ございませんか。

○櫻井繁行委員

あの、ちょっと聞き逃がしたのですが、財源は10分の10、国、国債というか。

○子育て支援課長(関 克明君)

おっしゃるとおり、10分の10でございます。

○櫻井繁行委員

あの、具体的に、先ほど課長から説明があった特別給付金は、今まで続けてきて、ひとり親世帯と、また低所得の子育て世帯に対しての内訳がありますが、この給付金の児童数の増減というのは、前回よりも増えているのか、減っているのか、その詳細について少し教えていただけますか。

○子育て支援課長(関 克明君)

令和4年度と同じ今回のこの国の給付金でございますが、ひとり親世帯ですと445名、その他ひとり親世帯以外ですと351名ということでございまして、今回につきましては、先程も申しましたが、ひとり親世帯が505名、ひとり親世帯以外が400名ということで見積りを行ってございます。

○櫻井繁行委員

令和4年度に行った交付金よりも、対象者が増えているというような認識でいいと思うのですが、このひとり親世帯に対して、1、2、3というような内訳がありますが、それぞれの計画として、例えば、(2)のひとり親以外の低所得子育て世帯に対しての②番に対しては、迅速に対応するような形になる

のかもしれませんが、担当課として、この内訳というか、その見立てのようなものはどのように捉えているのか、追加で教えていただけますか。

○子育て支援課長（関 克明君）

まず、ひとり親世帯の部分でございますが、①の部分としましては、前年度の実績などを考慮しまして475名、②の部分につきましては、やはり実績などを考慮しまして10名、③の部分の家計急変の部分が14名でございます。

ひとり親世帯以外の部分につきましては、400名ということでございますので、実績などを考慮しまして、令和4年度の実績が351名ですので、その部分にプラス見込みで40名程度を考慮しまして400名というような形で積算してございます。

○櫻井繁行委員

この見立てのところ、（1）ひとり親世帯って505名でしたよね。何か今、課長の話では475名、10名、14名だと合計499名で、何か足りないような気がするのですが、もう一度説明していただけますか。

○子育て支援課長（関 克明君）

大変失礼しました。

ひとり親世帯の部分の③番の部分です。こちらが20名ということでございます。

○櫻井繁行委員

そうすると、ほぼひとり親世帯の児童扶養手当受給者の申請は要らないでしょうから、迅速に、このひとり親世帯の方々505名について計画を見込んでいたけれども、475名、ほぼ全員の方々が申請し、抽出をして、5月の下旬ぐらいには支給が始まるというような考え方でよろしいですか。

○子育て支援課長（関 克明君）

櫻井委員のおっしゃるとおりでございます。順調にいけば5月24日以降あたりには支給が開始できるのかなというように考えてございます。

○櫻井繁行委員

分かりました。

○久松公生委員長

ほかにご質問等ございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○久松公生委員長

それでは、ご質問等ないようですので、本件を終結いたします。

暫時休憩します。 [午後 1時54分]

○久松公生委員長

会議を再開いたします。 [午後 2時00分]

次に、（3）請願第1号「介護保険制度の改善を求める意見書」を国に提出することを求める請願についてを議題といたします。

それでは、請願書のお目通しを願います。

暫時休憩します。 [午後 2時01分]

○久松公生委員長

会議を再開いたします。 [午後 2時05分]

それでは、本請願のお取り扱いにつきましてご質問等ございましたら、挙手の上ご発言をお願いいたします。

○櫻井繁行委員

外国人の介護従事者も増えておりますし、介護従事者の処遇改善は大事でしょう。しかし、結局は国の財源ありきですしね。

○介護長寿課長（川原場 宗徳君）

社会保障審議会介護保険部会で、昨年12月に「介護保険制度の見直しに関する意見」が報告された内容に対して、介護従事者の処遇改善に対する審議はされており、改善していく方向であると思われま

す。利用料の引き上げなど、介護保険の利用者負担割合については増加傾向にあり、利用料についてはま
とまっておらず、6月～7月頃に社会保障審議会介護保険部会が開かれ基本指針の具体的な議論をする
予定のため、請願が提出されたのだと思います。

○小倉 博委員

この介護保険制度の改善を求める請願書を読んでみまして、請願内容に対しての思いは十分理解でき
るところはありますが、今回は趣旨を採択して、今後また検討していきたいと思うのですが、いかがで
しょうか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○久松公生委員長

ただいま、趣旨採択するのご意見がありましたが、趣旨採択することに対しご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○久松公生委員長

ご異議なしと認めます。

よって、請願第1号は趣旨採択することに決定いたしました。

ここで執行部の方には退席をお願いいたします。

暫時休憩します。 [午後 2時09分]

○久松公生委員長

会議を再開いたします。 [午後 2時09分]

次に、(4) かすみがうら市保健センター運営協議会委員の推薦についてを議題といたします。

なお、任期につきましては、委嘱した日から令和7年3月31日までとなっております。

それでは、かすみがうら市保健センター運営協議会委員2名の推薦をお願いいたします。

前委員につきましては、委員長として私久松と小倉委員が推薦されておりました。

暫時休憩します。 [午後 2時10分]

○久松公生委員長

会議を再開いたします。 [午後 2時14分]

ここでどなたかご推挙いただけますでしょうか。

○設楽健夫副委員長

委員長一任。

○久松公生委員長

委員長一任のご意見ございました。

お諮りします。

委員長一任ということですので、私のほうから推薦することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○久松公生委員長

それでは、保健センター運営協議会委員には、私、久松委員と、前委員を務めました小倉委員の2人で、引き続き務めさせていただきます。ご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○久松公生委員長

ご異議なしと認めます。

それでは、かすみがうら市保健センター運営協議会委員に、私久松委員と小倉委員を推薦することで議長に報告いたします。

次に、(5) かすみがうら市障害者計画及び障害福祉計画策定委員会の委員の推薦についてを議題といたします。

なお、任期につきましては、任命した日から計画策定に関わる事項の協議が終了するまでとなっております。

それでは、かすみがうら市障害者計画及び障害福祉計画策定委員会委員1名の推薦をお願いいたします。

前委員につきましては、令和2年9月23日から令和3年3月31日までの任期で設楽委員が推薦されておりました。

暫時休憩します。 [午後 2時15分]

○久松公生委員長

会議を再開いたします。 [午後 2時15分]

どなたかご推挙いただけますでしょうか。

○櫻井繁行委員

引き続き、設楽副委員長に、文教厚生委員会の代表として策定委員会の委員を務めていただきたいと思いますが、いかがですか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○久松公生委員長

ただいま、櫻井委員から、設楽副委員長を推薦するのご意見ございました。

お諮りいたします。

櫻井委員からのご指名のとおり、設楽委員を推薦することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○久松公生委員長

ご異議なしと認めます。

それでは、かすみがうら市障害者計画及び障害福祉計画策定委員会の委員に設楽委員を推薦することで議長に報告いたします。

次に、(6) かすみがうら市高齢者福祉計画策定委員会委員の推薦についてを議題といたします。

なお、任期につきましては、今年度委嘱した日から令和6年3月31日までとなっております。

それでは、かすみがうら市高齢者福祉計画策定委員会委員2名の推薦をお願いいたします。

前委員につきましては、中根委員長と設楽委員が推薦されておりました。

暫時休憩します。 [午後 2時18分]

○久松公生委員長

会議を再開いたします。 [午後 2時18分]

ここでどなたかご推挙をいただけますでしょうか。

○櫻井繁行委員

2名ということですので、新たに久松委員長と服部栄一委員を、文教厚生委員会の代表として務めていただければと思いますが、いかがでしょうか。

○久松公生委員長

ただいま、櫻井委員から、久松委員と服部委員を推薦することのご意見がございました。お諮りいたします。

櫻井委員からの指名のとおり、久松委員と服部委員を推薦することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○久松公生委員長

ご異議なしと認めます。

それでは、かすみがうら市高齢者福祉計画策定委員会委員に久松委員と服部委員を推薦することで議長に報告いたします。

(7) かすみがうら市子ども・子育て会議委員の推薦についてを議題といたします。

なお、任期につきましては、任命した日から令和7年3月31日までとなっております。

それでは、かすみがうら市子ども・子育て会議委員1名の推薦をお願いいたします。

前委員につきましては、設楽委員が推薦されておりました。

どなたかご推挙いただけますでしょうか。

○櫻井繁行委員

またここも引き続き、2年間の任期ということでしょうけれども、設楽副委員長にしっかり務めていただければよろしいのかなと思いますので、推薦いたします。

○久松公生委員長

ただいま、櫻井委員から、設楽副委員長を推薦することのご意見ございました。

お諮りいたします。

櫻井委員からの指名のとおり、設楽副委員長を推薦することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○久松公生委員長

ご異議なしと認めます。

それでは、かすみがうら市子ども・子育て会議の委員に設楽委員を推薦することで議長に報告いたします。

(8) その他でございますが、何かございますでしょうか。

○櫻井繁行委員

6月に文教厚生委員会の視察研修ということで、27日、28日、29日と3日間予定を取っておりますけれども、その後、何か進展あったのでしょうか。お願いいたします。

○久松公生委員長

暫時休憩します。 [午後 2時20分]

○久松公生委員長

会議を再開いたします。 [午後 2時32分]

以上で本日の日程事項は全て終了いたしました。そのほか、委員の皆様から何かございますか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○久松公生委員長

それでは、ないようですので、以上で文教厚生委員会を散会いたします。
ご苦労さまでした。

散 会 午後 2時32分

かすみがうら市議会委員会条例第30条第1項の規定により署名する。

文教厚生委員会委員長 久 松 公 生